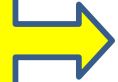


募集
要領



<https://chiemori.jp/smart/cms/wp-content/uploads/2021/04/R3-05bosyuyouryou.pdf>

1 補助金の趣旨

令和3年度スマート社会実装化促進事業補助金
募集要領1頁

- ・ 京都府及び京都市の補助を受けて、一般社団法人京都知恵産業創造の森が実施するもの
- ・ 成長分野として期待されるエコ・エネルギー分野をはじめ、ICT等の先端テクノロジーを活用し、あらゆる人が快適に暮らせる「スマート社会」の実現を目指すため、京都府内の中小企業等に対して、新たなサービスや技術の開発等のイノベーションの構築に向けた取組の経費の一部を補助

2 補助対象者

令和3年度スマート社会実装化促進事業補助金
募集要領2～3頁

本事業の補助対象者は、京都府内に事業所を有する以下の中小企業者等

- (1) **中小企業者** (中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者)
- (2) **有限責任事業組合**
- (3) **NPO法人**
- (4) 上記(1)～(3)のほか、**当法人理事長が、特に必要があると認める事業者**

※府税・市税の滞納、暴力団関係など、対象にならない要件あり

3 補助対象事業

令和3年度スマート社会実装化促進事業補助金
募集要領3～4頁

(1) 分野（※複数選択でも可）

ア	<u>エコ分野</u> （脱炭素化、地球温暖化対策 等）
イ	<u>エネルギー分野</u> （再エネ、創エネ、省エネ、制御技術 等）
ウ	<u>ICT分野</u> （IoT、AI、ビッグデータ 等）
エ	その他「 <u>スマート社会</u> 」の実現を目指した先端技術テクノロジー分野

(2) 事業種別

ア	<u>フィージビリティスタディ(FS)タイプ</u> ・各分野の課題の解決に貢献する事業（市場調査、ビジネスモデルの策定、展示会出展等） ※ 新規性を有し、市場性、収益性等を調査するものであること
イ	<u>製品開発事業タイプ</u> ・基礎的な研究を終了した部品・部材、機器・装置、ソフトウェア等の試作・製品開発事業 ※ 基礎的な研究を終了したもので、市場性、収益性、新規性等を有し、事業化が見込めるものであること

参考：過去2年間の採択事業

【令和2年度採択事業(4件)】

- リユースバッテリーの安全監視と遠隔メンテナンス技術の開発
- 画像処理技術を活用した汎用な物体検知ソリューションの販路拡大
- ナノセラミック分離膜と機能性分子の複合による高効率省エネ分離
- 家庭用スマートホームハブのHEMS対応のための認証取得

【令和元年度採択事業(5件)】

- 定置型非常用蓄電池装置の大容量化タイプのSマーク取得
- 産学連携で建築業界BIM活用の新たなビジネスモデルの策定
- センサーを活用したエレメントの交換時期を促進する事業
- カーボンナノチューブの分散・結合技術によるLi-ion電池の高出力化
- 新開発のハイサイクル鉛電池を活用したローコスト蓄電装置の実用化

4 補助対象期間

令和3年度スマート社会実装化促進事業補助金
募集要領4頁

- 令和3年4月1日(木)以降に着手し、令和4年2月28日(月)までに完了する事業
- ※ 令和3年4月1日(木)から補助金交付決定までの間に、事業に着手(発注・契約等)する場合は、事前着手届の提出が必要(事前着手届は、補助金の採択を確約するものではありません)

5 補助率及び補助金額

令和3年度スマート社会実装化促進事業補助金
募集要領4～5頁

補助率

補助対象経費の2分の1以内

補助金額

500万円以内の額(千円未満切捨)

- ※ なお、補助金は予算の範囲内で交付しますので、採択されても申請された金額の全額が交付されるとは限りません。

6 補助対象経費

令和3年度スマート社会実装化促進事業補助金
募集要領5頁

経費の区分	内 容
人件費 (総事業費の 50%以下)	<p>研究開発等本事業に係る中心的な役割を担う1名分のみが対象 (事務職員等補助的な役割を担う方の経費は認めません。) ※下記委託費と人件費のみの申請は認めません。 ※他業務との兼務する場合は業務割合等を明確にすること。</p>
謝金、旅費	<p>専門家謝金、専門家・職員旅費</p>
製品開発費	<p>原材料費、機械装置(ソフトウェア含む)、工具器具、消耗品等購入費、外注費(試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費、技術コンサルタント料等)、その他製品開発に必要と認められる経費</p>
諸経費	<p>会議費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費、役務費、広告宣伝費、知的財産権取得に要する経費、展示会等の会場費、出展料及び設営費</p>
委託費 (総事業費の 50%以下)	<p>研究開発の一部を委託する経費 事業化可能性調査・市場参入調査を委託する経費 ※委託費と人件費のみの申請は認めません。</p>

【補助対象外経費等】

- ・借入れに伴う元金及び支払い利息
- ・公租公課(消費税等)
- ・官公署に支払う手数料等(印紙代等)
- ・振込手数料
- ・不動産購入費
- ・接遇費(飲食及び接待費)
- ・税務申告及び決算書作成等のための税理士等に支払う費用
- ・その他補助事業としての使途が特定できない費用

7 スケジュール

令和3年度スマート社会実装化促進事業補助金
募集要領7～8頁

時 期	内 容
令和3年4月26日(月)～ 6月25日(金)17時 必着	●補助金交付申請書を当法人に提出
令和3年7月下旬頃	<※申請書が受理されれば> ●補助金審査委員会 (申請者によるプレゼンテーション実施)
同上	●採択事業を決定(交付決定)
同上	<※交付決定されれば> ●採択者向け説明会
令和3年秋(予定)	●進捗状況等の中間ヒアリング
令和4年2月28日(月)までに	●補助事業完了(支払い完了)
事業完了後、7日以内(遅くとも 令和4年3月7日(月)までに)	●実績報告書を当法人に提出
実績報告書提出後	●当法人による完了検査(現地検査)実施
完了検査後	●交付すべき補助金の額の確定・支払い(精算払い)